

情報基盤強化税制のFAQ

Q : 情報基盤強化税制のFAQが公表されたようですが、どのような内容がのっているのですか？

A : 全33問でこの税制の概要がわかるものとなっています。

【解説】

情報基盤強化税制とは、対象となる設備を取得した場合に、①取得価額の7%相当額の税額控除、または②35%相当額の特別償却が認められる制度で、本年度の改正では、資本金1億円以下の会社の取得価額要件を300万円から70万円に大幅に引き下げられたほか、適用対象設備に企業間を結ぶ連携ソフトウェアが追加されたところです。

経済産業省では、このほど、概要やこれらの改正を盛り込んだFAQとパンフレットを公表しました。入手先は次のサイトです。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html

FAQは、「適用対象について」「取得価額要件等について」「対象資産について」「税額控除・特別償却について」など33問が掲載されており、パンフレットについては、資本金10億円超の法人の適用限度額を超えた場合の特別償却の方法や、資本金1億円以下の法人が改正時期を跨いだ事業年度で対象設備を取得した場合の取得価額要件などが載せられています。

また、情報処理推進機構からは連携ソフトウェアの適用要件である評価第1号も公表されています。

